

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分～3月分)

令和2年3月31日現在

令和2年1月1日～令和2年3月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:14件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月20日	内閣府消費者委員会「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての建議」及び「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての消費者委員会意見」についての意見書について(要望)	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	1 消費者庁は、内閣府消費者委員会の2019年(令和元年)8月30日付け「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての建議」の建議事項に基づき、速やかに販売預託商法を規制する新法の制定ないしは特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)の改正に向けた措置を早急に講ずるべきである。 2 消費者庁は、本建議事項1のうち、販売預託商法を規制する法制度の在り方を検討するに当たっては、内閣府消費者委員会の2019年(令和元年)8月30日付け「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての消費者委員会意見」の具体的提言内容を反映させるのみならず、以下の諸規制についても、併せて導入すべきである。 (1) 投資取引という実態に即した広告規制、行為規制、不招請勧誘の禁止及び実効性確保措置の整備 (2) 登録制による参入規制 3 国は、販売預託商法を規制する新法の制定ないしは預託法の改正に併せて、同新法ないしは改正預託法の定める禁止行為及び無登録営業の各罰条該当行為につき、組織犯罪処罰法の犯罪収益没収規定(同法第13条第1項)及び被害回復給付金支給制度(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第3条)の適用対象とするよう立法措置を講ずるべきである。 4 消費者庁は、前三項の実施に併せて、行政による破産申立権につき検討を行い、販売預託商法に対する規制として、消費者庁による破産申立制度の導入を検討すべきである。
1月21日	預託法見直しに関する意見書	ケフィアグループ対策弁護士団(東京) 団長 弁護士 紀藤 正樹 副団長 弁護士 島 幸明 事務局長 弁護士 萩上 守生	1 消費者庁は、内閣府消費者委員会の2019年(令和元年)8月30日付け「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての建議」(以下、「委員会建議」ないし「本建議」ということがある。)の建議事項1に基づき、速やかに「販売預託商法」を規制する新法の制定ないしは特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下、「預託法」という。)の改正を行うべきである。 2 前項の新法ないし改正法で適用対象とする「販売預託商法」については、定義の隙間を突いた潜脱商法の横行を可及的に排除すべく、適用対象の「取引」の定義を規定すべきである。 3 消費者庁は、本建議事項1のうち、販売預託商法を規制する法制度の在り方を検討するに当たっては、内閣府消費者委員会の令和元年8月30日付け「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての消費者委員会意見」(以下、「委員会意見」ということがある。)の具体的提言内容を反映させるのみならず、以下の諸規制についても、併せて導入すべきである。 (1) 登録制による参入規制 (2) 投資取引という実態に即した広告規制、行為規制、実効性確保措置の整備及び不招請勧誘の禁止 (3) 消費者庁による破産申立制度の導入
1月20日	(株)かんぼ生命保険の不適正な保険契約に関する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	「保険の乗り換えで不利益を被った」「半年以上にわたり保険料を二重払いしていた」などの消費者被害が、郵便局、郵貯という、特にお年寄りにとっては安心できる機関という信頼感を逆手にとって引き起こされたことは大きな問題である。問題の早期解決、そしてこのような不祥事を二度と起こさないために、下記の申入れを行う。 ・株式会社かんぼ生命、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社に対して、内部管理態勢(ガバナンス)機能の強化とコンプライアンスの徹底、および、今回の保険契約の復元などにおいて顧客の負担にならない対応を求める。 ・消費者庁に対して、「つけ込み型勧誘」への取消権の導入を含む消費者契約法の早期改正を求めるとともに、公益通報者保護法の今通常国会での改正と事業者の内部通報体制整備の実効性確保策の検討を求める。
1月24日	預託商法被害の防止のための法整備に関する意見書	神奈川県弁護士会 会長 伊藤 信吾	消費者庁は、預託商法被害の再発防止のため、登録制による参入規制を導入するとともに金融商品取引法と同等の行為規制を設ける等の法整備を行うべきである。
1月24日	「欺瞞的なお試し価格・定期購入商法についての徹底的対応を求める意見書」の参考送付	特定日営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏	消費者庁に対し、欺瞞的なお試し価格・定期購入商法による有利誤認表示を行っている、又は過去に行っていた事業者に対する措置命令、課徴金等の徹底的な対応を強く求める。 その背景及び理由は、次のとおりである。 ・「欺瞞的なお試し価格・定期購入商法」とは、インターネットページ等で、お試し価格を強調して表示しながらも、一定期間の定期購入を条件として附帯させている商法のことである。 ・当該強調表示は、わかりにくく表示されている当該附帯条件とは矛盾しており、景品表示法上の有利誤認表示に該当する。 なお、消費者庁の整理によれば、打消し表示は、強調表示の例外に係る表示であることから、強調表示と附帯条件が矛盾するような上記商法における表示において、打消し表示に係る抗弁は成り立たない。 ・上記商法を行う事業者が生じていることに伴い、お試しのつもりで契約したが、後になって定期購入契約に申し込んだことになっていることに気付いたという消費者被害が急増している。この点、当団体は、これまでに計4社に対して差止請求訴訟を提起する等しているが、適格消費者団体による差止請求では、数多ある事業者の景品表示法違反に対応することは困難であり、適格消費者団体の活動のみでは、当該商法を根絶することはできない。
2月10日	販売預託商法に関する法整備を求める会長声明	秋田弁護士会 会長 西野大輔	販売預託商法については、現状の規制のまま勧誘規制の執行強化をしたところで被害をなくすことはできないことは明らかである。販売預託という仕組みが顧客にとって実態を把握することが困難であり事業者の意のままにコントロールされやすいものであることからすれば、同様の問題を有する金融投資商品に関する規制法である金融商品取引法と同様の規制を課すべきである。 具体的には、登録制による参入規制、広告規制、勧誘規制、適合性原則、説明義務、損失補填の禁止、分別管理・事業報告等の義務、会計監査の義務等、金融商品取引法と同程度の規制を課すべきである。金融商品取引業におけるのと同様に、販売預託商法についても監督庁である消費者庁において破産申立権を行使できるよう、速やかに制度化すべきである。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月12日	「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」に対する意見	東京弁護士会 会長 篠塚 力	当会は、「技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべきである。」とする本報告書の考え方には、反対である。 本報告書の考え方によれば、クレジット会社は、たとえ、利用者の年収がどれだけ低くとも、あるいは他にどれだけ多額のクレジット債務を抱えていても、それらの事情とは無関係に、クレジット会社の独自のデータ・技術を活用した与信審査によって支払可能であると判断されさえすれば、与信を行うことができるようになる。このような考え方は、各社がそれぞれ独自に行う与信審査の基準とは別に、消費者保護のため、与信の許容される上限を定めておく必要があるとした法の趣旨に明らかに反する。 また、例えば、事業者がAIを活用した与信審査を行う場合において、そのAIを動かす計算手順となるアルゴリズムやプログラムの設計図にあたるソースコードを開示させることはできないと考えられる。そして、行政において、その与信審査手法が客観的に合理性を有するかどうかをチェックすることも現実的には不可能であるから、結局のところ、事前のチェックとは「現在の技術水準等に照らし不適正・不十分なものは排除する」とか「不適切な変数・要素等を審査手法に組み込まないものとする」という程度にとどまらざるを得ない。 さらに、事後チェックの実効性にも疑問があり、これらの事前チェック及び事後チェックによって、業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるとは、考えられない。 以上によれば、クレジット会社の技術・データを用いた与信審査手法については、既存の支払可能見込額調査による方法に重ねて措置するのであればともかく、本報告書のように、新たな枠組みとして措置する(これによって、利用者の年収及びクレジット債務の状況等によれば支払可能見込額を超えたと考えられる与信をも許容することとする)ことは、明らかに不適切であるといわざるを得ない。
2月17日	「いわゆる『販売預託法』に関する法整備についての意見書」の送付について	第二東京弁護士会 会長 関谷 文隆	消費者庁は、内閣府消費者委員会の2019年(令和元年)8月30日付け「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての建議」(以下、「委員会建議」または「本建議」という。)の建議事項1に基づき、速やかに販売預託商法を規制する新法の制定ないしは特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)の改正を行うべきである。 消費者庁は、本建議事項1のうち、販売預託商法を規制する法制度の在り方を検討するに当たっては、内閣府消費者委員会の2019年(令和元年)8月30日付け「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての消費者委員会意見」(以下、「委員会意見」という。)の具体的提言内容を反映させるのみならず、以下の諸規制についても、併せて導入すべきである。 (1)投資取引という実態に即した広告規制、行為規制、実効性確保措置の整備及び不招請勧誘の禁止 (2)登録制による参入規制 消費者庁は、行政による破産申立権につき検討を行い、販売預託商法に対する規制として、消費者庁による破産申立制度の導入を検討すべきである。国は、販売預託商法を規制する新法の制定ないしは預託法の改正に併せて、同新法ないしは改正預託法の定める禁止行為及び無登録営業の各罰条該当行為につき、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下、「組織犯罪処罰法」という。)の犯罪収益(同法第13条第1項)及び犯罪被害財産(同法第13条第2項)の適用対象とするよう同法を改正すべきである。
2月20日	金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告の「第2章 金融サービス仲介法制」についての意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 菊池 裕太郎	2019(令和元)年12月20日に金融庁が公表した金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告において提言されている新たな横断的金融サービス仲介制度の創設に賛成するとともに、主として顧客保護の観点から、同制度の創設に当たって国が留意すべき点について、以下のとおり意見を述べる。 1 制度整備 現行制度と同等の顧客保護水準の確保、横断的なサービス提供や技術進展による新たなリスクに適切に対応し得る制度作りをすべき。 2 業務範囲 ①取扱可能な商品・サービスの限定に当たっては、顧客保護の趣旨に従って、適切に定められるべき。②「媒介」となる対象は、現行の解釈・運用を前提としつつ、新たな技術的な展開を踏まえて明確化すべき。 3 参入規制 新たな仲介業者に供託を求める保証金の額は、顧客の損害賠償請求の充足に十分な水準のものとするべき。 4 行為規制 ①業務運営に関する体制整備義務の具体的内容は、現行制度において各仲介業者に求められている水準を確保すべき。②分野間、兼業業務間、グループ会社等の間における顧客情報の利用・提供に係る顧客の同意の取得に当たっては、顧客が、対象情報の内容、情報共有の範囲、利用方法等について、具体的な認識の下で同意を行うことを確保すべき。③仲介業者の中立性確保のため、顧客の求めに応じて開示や明示を求める事項は、仲介業者の経済的なインセンティブに影響を及ぼし得る事項を広く対象とすべき。④説明義務について、情報提供が全体として適切なものとなるよう、金融機関・仲介業者間において適切な役割分担、相互確認、相互牽制が確保されるべき。⑤「機能」ごとの特性に応じた規制の具体的内容は、原則として現行制度の水準が確保されるべき。 5 自主規制 新たに設ける仲介業者に係る協会においても、現行の各自主規制団体の水準を確保するとともに、横断的なサービス提供や技術の進展による新たなリスクを踏まえた対応を促していくべき。
2月26日	LPガスの料金透明化と取引適正化に向けた意見(参考送付)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	消費者団体では、以前よりLPガス料金の透明化及び消費者への丁寧な説明について要望をしてきている。毎年各地で行われる「LPガス懇談会」においては、LPガスの地域密着性・強靱性等への信頼が示されるとともに、料金・契約の透明性問題については依然として改善の余地があることが指摘されている。 当会は、LPガスが国内における重要なエネルギーであることを踏まえ、LPガス業界がより一層消費者に信頼される事業となるよう、経済産業大臣に対し、下記の2点を要望する。 1. 取引適正化ガイドラインの遵守徹底のための施策の継続とともに、遵守事項について法令に基づく義務化の検討を求める。 2. 無償配管・無償貸与問題の抜本的な対策に着手すべきである。
3月6日	(株)かんぼ生命保険の不適正な保険契約に関する意見	特定非営利活動法人 消費者支援機構 西 理事長 藤井 克裕	郵便局は全国各地にネットワークを持つ金融窓口としての役割があり、特にお年寄りにとっては安心して取引のできる、地域になくはない金融機関との信頼・信用が厚い窓口であるが、今回の事態は、この信頼・信用を逆手にとって引き起こされたと言いうことができ、重大な背信行為である。 今回の事態は、消費者庁の所管する法律改正の必要性を示していると考えられることから、消費者庁に対し以下の対応を求める。 ・「つけ込み型勧誘」への取消権の導入を含む、消費者契約法の早期改正を求める。 ・公益通報者保護法の今通常国会での改正と、事業者の内部通報体制整備の実効性確保策の検討を求める。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月12日	『販売預託商法』に関する法規制強化を求める意見書	千葉県弁護士会 会長 小見山 大	1 消費者庁は、販売預託商法を規制する法制度の在り方を検討するに当たっては、「いわゆる『販売預託商法』に関する消費者問題についての消費者委員会意見」の具体的提言内容を反映させるだけでなく、投資取引という実態に即した広告規制、行為規制、不招請勧誘の禁止及び実効性確保措置の整備登録制による参入規制についても、併せて導入すべきである。 2 国は、販売預託商法を規制する新法の制定ないしは預託法の改正に併せて、同新法ないしは改正預託法の定める禁止行為及び無登録営業の各罰条該当行為につき、組織犯罪処罰法の犯罪収益没収規定(同法第13条第1項)及び被害回復給付金支給制度(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第3条)の適用対象とするよう立法措置を講ずるべきである。 3 消費者庁は、前二項の実施に併せて、行政による破産申立権につき検討を行い、販売預託商法に対する規制として、消費者庁による破産申立制度の導入を検討すべきである。
3月16日	金融サービス仲介法制に対する意見書	全国証券問題研究会 代表 弁護士 大迫 恵美子	「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」(2020年3月6日国会提出)における新たな横断的金融サービス仲介制度の制定にあたり特に留意すべき点について、次のとおり意見を述べる。1 現行所属制の下で横断的な金融サービスを提供すべきである。仮に所属制を伴わない場合は、金融サービス仲介業者の顧客に対する損害賠償責任について、金融機関等も連帯して責任を負う旨の法整備を行うべきである。 2 仲介業者の取扱可能な金融サービスは、仲介に当たって高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービスに限定すべきである。 3 横断的金融サービス仲介業者の説明義務に関する制度の具体化やその運用に際しては、インターネットやスマートフォンによる金融商品・サービスの仲介が進展することを踏まえ、適合性原則を踏まえた適切な説明が確保されるよう特に留意すべきである。 4 金融サービス仲介業者は、当該業務に関して金融機関から受け取る手数料、報酬等につき、あらかじめ顧客に対し例外なく明示しなければならないと規定すべきである。
3月31日	かんぼ生命の保険商品に関し行われた不適正な募集行為についての意見書(参考送付)	特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットワーク 理事長 鈴木耐久	1 かんぼ生命の保険商品に関し行われた不適正な募集行為について、以下の措置を講ずるべきである。 ・特定事業以外の不適正募集が疑われる類型の事案についても、契約者が被った不利益の内容を説明した上で、全件、架電ないし訪問をし、勧誘経過及び契約者の契約意向を直接確認し、不適正募集が認められた案件については、すみやかに契約者の損害を回復すること。これらの調査結果、被害回復状況について、その内容を広く国民に公表すること。 ・不適正な募集行為に関する経営陣の事実認識を調査するとともに、責任の所在を明確にし、その調査結果を広く国民に公表すること。 ・真に実効性のある再発防止策を講じ、その内容を広く国民に公表すること。 ・特に悪質な不適正募集行為については、これに関与した保険募集人に対する刑事告発を行うこと。 ・上記の措置が講じられるまでは、保険商品の販売は再開しないこと。 2 現在行っている復元等の扱いを一時的な対応にとどめることなく、今後、同様の不適正な募集行為が認められた場合には、契約者に復元等を求めることを権利として認め、これを保険約款に明記するべきである。

<消費者安全関係:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月20日	ステミラック注と再生医療等製品の条件及び期限付承認制度に関する要望書(参考送付)	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木利廣	1. ステミラック注に関する承認を取り消し、臨床試験に戻し有効性・安全性を再確認すること 2. 再生医療等製品の条件及び期限付承認制度について、以下のとおり制度を見直すこと ①制度の適用要件を具体的に限定して定め、慎重な審査を行うこと ②申請数と採否など運用状況を毎年公表し、検証すること ③期限の延長は1回を限度とするとともに、期限を徒過した場合には承認が効力を失うことを明記すること
1月21日	ゾブルーザと先駆け指定制度に関する再要望書(参考送付)	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木利廣	1 ゾブルーザの承認を取り消すこと 2 副作用報告制度の下で報告された重篤症例および死亡症例について、診療にあたった医師が因果関係ありと報告しているにも関わらず、十分な調査や精査を行わず「情報不足等により被疑薬と死亡との因果関係が評価できない」等として積極的な安全対策をとらない現状を改めること 3 改正薬機法の先駆け審査指定制度の施行に当たっては、以下の事項を省令に明記して、これを厳格に適用すること (1)適用対象は、改正前から厚生労働省が通知によって定める指定要件を満たす場合に限り (2)一度指定をした後も要件を満たさないことが明らかになった場合にはすみやかに指定を取り消すこと
3月3日	「医薬品等行政評価・監視委員会令案に関する意見(パブリックコメント)」	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木利廣	部会の設置に関する規定をすべて削除することを求める

<個人情報保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月6日	個人情報保護法の改正に関する意見書の送付について	関東弁護士会連合会 理事長 木村 良二	以下のとおり、個人情報保護法を改正することを求める。 1 保有個人データの利用停止・消去を請求できる場合を、不適正取得と利用目的外利用以外についても拡大するとともに、第三者提供の停止の請求要件も緩和すべきである。 2 個人情報保護法28条1項の個人情報取扱事業者に対する開示請求権の対象を、個人情報取扱事業者の保有個人データ以外にも拡大し、第三者への提供時・第三者からの受領時の記録を対象に含めるべきである。 3 保有個人データの利用停止・消去等の請求手続きについては、本人の負担を軽減し、本人が本人確認情報を個人情報取扱事業者へ直接提供することなく行使できる仕組みを創設すべきである。

<公益通報者保護制度:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月9日	「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」の閣議決定にあたっての意見」	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	法案の閣議決定にあたり、以下の意見を申し述べる。 1. 本改正法案の今通常国会での成立を求める。 2. 内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会報告書において今回は一致をみなかったとの理由で先送りとなった論点や、報告書の通りとならなかった論点などについても、国会での十分な審議を求める。
3月18日	公益通報者保護法改正案に関する会長声明について(要望)	日本弁護士連合会 会長 菊池 裕太郎	早期に本改正が実現されるよう求める。併せて、本法律案では、通報者に対して不利益取扱いをした事業者に対する行政措置や刑事罰の導入が見送られたほか、不利益取扱いに関しての立証責任の転換、通報者の範囲に取引先事業者等を含めること、通報を裏付ける資料の収集行為の刑事責任免責など、通報者保護のために重要な規定が盛り込まれていないため、これらの点についても、立法化の過程で十分な審議がなされ、今後の課題として引き続き検討されることを求める。
3月27日	「公益通報者保護法改正案」閣議決定 ～日本国政府・行政・経済団体と国会(立法府)の連携要望～	中島秀隆	国会との連携を要望する。「公益通報者保護専門調査会」委員および「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」「検討会ワーキンググループ」委員による「改正案」に関する意見とりまとめや国会審議への参加を願う。衛藤晟一大臣、伊藤明子消費者庁長官とも共有願う。「公益通報者保護専門調査会」や「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会・ワーキンググループ」の開催がなされるなら、安倍晋三内閣総理大臣、衛藤晟一消費者担当大臣の視察も願う。
3月30日	公益通報者保護法の一部を改正する法律案に関する理事長声明の送付について	関東弁護士会連合会	今国会での成立を強く求める。 その一方で、同法案には、不利益措置を行った事業者に対する行政措置・刑事罰の導入や、不利益措置の効力が民事裁判で争われた場合の立証責任の転換、証拠書類の持ち出しに対する免責ルールの明文化などが見送られるなど、不十分な点も見受けられる。また、内部通報体制整備義務の内容が抽象的なものであるため、ガイドラインの内容次第では、規制が骨抜きとなる可能性も否定できず、国会審議を通じて具体的な整備義務の内容を詰めておく必要性も高い。今回の国会審議において、これらの課題について充実した審議を行い、法案修正や附帯決議等により、さらに実効性ある法改正を実現することも併せて求める。

<その他:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月10日	消費者トラブル防止に関する要望書	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)110番実行委員会	1. インターネット通販のガイドラインについて、事業者への周知の徹底および規制の強化を求める。 2. インターネットによる情報商材の取引きで、事業者の誇大な広告や不当な表示の規制強化を求める。 3. つけ込み型の勧誘について、消費者契約法の改正で取消権が与えられたが、さらなる法整備を求める。 4.2022年の成年年齢引き下げに向けて、消費者教育の充実を図るべく、文科省との連携を求める
1月27日	「第4期消費者基本計画」(案)に関する意見」	全国安楽楽牧場被害対策弁護士団 団長 弁護士 紀藤 正樹 副団長 弁護士 鈴木 喜久子 副団長 弁護士 塚田 裕二 副団長 弁護士 飯田 正剛 事務局長 弁護士 中川 素充	第4期消費者基本計画案における預託法関連の記載について、記載の充実と法改正への言及等を求める。
1月27日	「第4期消費者基本計画」(案)に関する意見	ケフィアグループ対策弁護士団(東京) 団長 弁護士 紀藤 正樹 副団長 弁護士 島 幸明 事務局長 弁護士 萩上 守生	第4期消費者基本計画案における預託法関連の記載について、記載の充実と法改正への言及等を求める。
1月28日	ダウンロード違法化および著作権法改正に関する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	2020年1月16日に文化庁の「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」が公表した「議論のまとめ」を踏まえ、早ければ今通常国会に著作権法改正案が提出されようとしている。 当該検討内容には、これまでに「私的複製」として全面的に認められてきた、インターネット上に存在している文書や画像をコピーする行為の一部を違法化・犯罪化する内容が含まれている。この点は、市民が政治的・社会的議論に参加するために必要不可欠なインターネット上の情報収集を委縮する効果が生じる可能性があることから、慎重な検討が必要である。 については、同法改正案の検討に当たり、以下2点を要請する。 1 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合に限定すること」の要件を法案に盛り込むこと。 2 ダウンロード違法化の検討のほか、一般的な権利濫用制限規定等の必要な安全措置の検討。